

第45回 大阪市大規模小売店舗立地審議会

会 議 録

日 時 平成23年8月10日（水）14時30分～15時40分

場 所 大阪産業創造館 6階会議室A・B

開 会 午後 2 時 30 分

司会（中西課長代理） お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様方には、何かとお忙しい中、暑い中、当審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます。経済局小売市場担当課長代理の中西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが本審議会の委員数は 9 名でございますけれども、現在 7 名の出席がございますので、審議会規則第 7 条第 2 項の規定により、本審議会が有効に成立いたしますことをこの場でご報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届出がありました新設案件 3 件について審議をお願いいたします。

（配付資料確認）

司会 それでは、早速ですけれども加藤会長、議事進行のほうをよろしくお願いいたします。

加藤会長 どうもご苦労さまです。本当に酷暑の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

早速本日の審議に入りたいと思います。事務局から説明がありました新設案件 3 件についてご審議いただきたいと思います。議事の進め方としましては、次第に従いまして、審議案件をお諮りしたいと考えております。

それでは、まず議事（1）－①「(仮称) 山陽マルナカ三国店」の新設に関する届出内容等について、事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 経済局商業立地担当課長の篠原でございます。

まず「(仮称) 山陽マルナカ三国店」の新設について、ご説明申し上げます。

本件は、淀川区十八条 2 丁目 2 1 3 番地他の、地下鉄御堂筋線東三国駅から 1. 2 k m のところに、スーパーマーケットを設置するとして届出があったものです。店舗面積合計は 2, 9 3 7 平方メートルで、設置者及び小売業を行う者は株式会社山陽マルナカです。用途地域は工業地域、平成 2 3 年 1 月 2 8 日に届出があり、大規模小売店舗の新設予定日は平成 2 3 年 9 月 2 9 日となっております。

前方のスクリーンをご覧ください。敷地周辺の写真としまして、敷地南東側から北西方向の写真です。また、敷地北西側からの南東方向の写真です。

次に【施設の配置に関する事項】について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。駐車場は建物1階西側に82台、自動二輪車用として1台が設置され、建物2階に46台、合わせて129台が設置されております。駐輪場は建物1階西側に83台、原付用として10台、合計93台が設置されております。荷さばき施設は建物1階東側に125平方メートル、廃棄物保管施設も同じく建物1階東側に設けられ、保管容量は合計15.2立方メートルでございます。各施設の一覧はご覧のとおりとなっております。

次に【施設の運営方法に関する事項】についてですが、小売店舗の開閉店時刻は、午前8時から午後11時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は午前7時30分から午後11時30分となっております。駐車場の自動車出入口は建物1階西側に、出入口1箇所、出口1箇所、入口1箇所、合計3箇所が設けられております。自動車出入口周辺の状況は次のとおりです。まず敷地東側の駐車場入口①付近の写真です。次に敷地南東側の駐車場入口②付近の写真です。そして敷地東側の駐車場出口③付近の写真です。ともに出入口から左折イン、左折アウトとなっております。そして、荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時となっております。

次に届出書の【添付書類の概要】について申し上げます。小売店舗における主に販売する物品は、食料品、日用品、雑貨、実用衣料品等でございます。建物は地上2階建てとなっており、店舗面積について、1階に2,937平方メートルとなっております。駐車場における必要駐車台数についてですが、まず当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めると125台となります。これら必要駐車台数に対し設置台数128台となっております。また、来客の自動車の来退店経路はこちらのとおりです。

続いて、騒音関係でございますが、施設に設置される冷凍室外機及び換気扇の一部の稼働時間は24時間、空調室外機及び換気扇の一部の稼働時間は午前7時30分から午後11時30分までとなっております。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲4方向4地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はご覧のとおりとなっております。各予測地点における昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果、及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は各々環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が一般廃棄物2.3立方メートル、再生利用対象物1.0立方メートル、合わせて3.3立方メートルに対して、

保管容量合計15.2立方メートルと十分な保管容量を確保しています。

最後に、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況についてご説明いたします。住民等説明会は、平成23年3月3日に開催され、平成23年2月10日から平成23年6月10日までの4ヵ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はなかったところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や、騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、市意見案につきまして「意見なし」との取りまとめをおこなっておりますが、付帯意見案として、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めることとのとりまとめを行っているところでございます。

説明については、以上でございます。

加藤会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。事前のご質問もなかったですね。

事務局 はい。ございませんでした。

加藤会長 特にご質問、ご意見ございませんか。

それでは、この案件につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように意見書の提出はなかったということで、委員の皆様からもご意見は特にないということで、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして取り扱いたいというふうに思います。

ただし、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関

や地域住民と協力して適切な対応に努めること。交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること、以上の付帯意見を申し添えたいというふうに思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

それでは、「当審議会における意見を有しない」ものとして、先ほど申しあげました付帯意見を申し添えるということにしたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、議事（１）－②「(仮称) ライフあびこ店」の新設に関する届出内容等につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、「(仮称) ライフあびこ店」の新設について、ご説明申し上げます。

本件は、住吉区我孫子東1丁目47番の、地下鉄御堂筋線あびこ駅から北へ330mのところに、スーパーマーケットを設置するとして届出があったものです。店舗面積合計は1,765平方メートルで、設置者及び小売業を行う者は株式会社ライフコーポレーションです。用途地域は商業地域、平成23年2月24日に届出があり、大規模小売店舗の新設予定日は平成23年10月25日となっております。

前方のスクリーンをご覧ください。敷地周辺の写真としまして、敷地北東側からの写真です。次に【施設の配置に関する事項】について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。駐車場は建物北側隔地に23台、建物1階西側に3台、自動二輪車用として建物1階東側に2台が設置され、合計28台設置されております。駐輪場は建物1階北東側に81台、原付自転車は9台設置され、合計90台設置されております。荷さばき施設は建物1階西側に54平方メートル、廃棄物保管施設は建物1階西側に設けられ、保管容量は合計12.3立方メートルでございます。

各施設の一覧はご覧のとおりとなっております。

次に【施設の運営方法に関する事項】についてですが、小売店舗の営業時間は、午前9時から翌午前2時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は午前8時30分から翌午前2時30分となっております。駐車場の自動車出入口は建物北側隔地駐車場に出口1箇所、入口1箇所が設けられ、建物西側駐車場に出入口1箇所、計3箇所が設けられております。自動車出入口周辺の状況は次のとおりです。まず、建物北側隔地駐車場入口付近の写真です。北向き一方通行であるため、右折インとなっております。次に、出口付近の写真です。左折アウトとなっております。そして、建物西側駐車場出入口付近の写真です。左折イン、左折アウトとなっております。そして、荷さばきを行うことができる時間帯は、

午前6時から午後9時までとなっております。

次に届出書の【添付書類の概要】について申し上げます。株式会社ライフコーポレーションにおける主として販売する物品は、食料品、生活関連用品等でございます。建物は地上2階建てとなっております、店舗面積について、1階に942平方メートル、2階に823平方メートルとなっております。駐車場における必要駐車台数についてですが、まず当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めると26台となります。これら必要駐車台数に対し設置台数26台となっております。また、来客の自動車の来退店経路はこちらのとおりです。

続いて、騒音関係でございますが、施設に設置される冷凍機用室外機の稼働時間は24時間、空調用室外機の一部及び排気ファンの稼働時間は午前6時から午後9時まで、空調用室外機の一部の稼働時間は午前8時から翌午前2時までとなっております。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲4方向6地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はご覧のとおりとなっております。各予測地点における昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果、及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は各々環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が一般廃棄物1.5立方メートル、再生利用対象物0.7立方メートル、合わせて2.2立方メートルに対して、保管容量合計12.3立方メートルと十分な保管容量を確保しています。

最後に、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況についてご説明いたします。住民等説明会は、平成23年3月24日に開催され、平成23年3月11日から平成23年7月11日までの4ヵ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はなかったところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や、騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、市意見案につきまして「意見なし」との取りまとめをおこなっておりますが、付帯意見案として、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。当該店舗の設置者は、

地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺的生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。

とのとりまとめを行っているところでございます。

説明については以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

加藤会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

高室委員 駐車場ですが、指針の内容をお伺いしたのですが、改めてお伺いします。

1つは、駐車場のうち3台が店舗のほうにあります。この3台を含めて指針を満たしているということなので、この3台も実質的にとめられるとか、あるいは運用されなければ、恐らく指針を満たさないということになってくると思うのですが、これもきちんと案内なり、とめやすい形になっているなどの措置がなされているのかを確認させてください。

加藤会長 店舗側の駐車場ですよ。

高室委員 そうです。こちらの駐車場の方に実際に誘導できるのかとか、あるいは入るときに問題ないのかとか。スペースは確保されているのかどうかですが、いかがでしょうか。

あと追加で申しますと、もしこの3台が実質的にとめにくいということになりますと、収容台数が23台になるんですけども、指針必要台数が26台で出ているのと、それから届出書6ページのところで大国町店における実績によると、24台とあるんですけども、隔地駐車場で23台ですので、もしかすると指針に加えて実績としても、ちょっと厳しいような気もするので、その確認です。

加藤会長 質問の趣旨としては、3台が常時ちゃんと利用できるのかどうかということですね。

事務局 メインの駐車場は隔地駐車場側となると思われませんが、適宜の整備員を配置しまして、隔地駐車場がいっぱいになった場合は、店舗側駐車場に誘導するという運用にな

と思います。交通整理員による誘導によってその3台のほうもお使いいただくという計画になっています。もし、それでも足りないということがあった場合は、付帯意見の案でも述べさせていただいているとおり、新設後の状況に応じて適切に設置者のほうにもご対応いただきたいと考えております

高室委員 先ほど申しましたが、届出書6ページの大国町店の実績ベースの話で言っても最大滞留で、15時台で29台で、面積で補正しても24台ということなので、この隔地駐車場の23台だけだといっぱいになるというところが、この資料上からも想像されると思うんですね。なので、そういう場合にはきっちりと、店舗側駐車場へ誘導されるような運用をされるべきかなということで、これはコメントというか意見でございます。

事務局 わかりました。設置者のほうには高室委員のご意見、口頭のほうでお伝えさせていただきま

加藤会長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

塚本委員 似た意見なんですけど、私もそれを見ながら思ってたんですけども、比較的にリピーターが多いような店舗だと思うんですよ。そういう意味では店舗側の3台のほうに駐車する人が多いんじゃないでしょうか。

ここ一方通行ですよ。最初の時点からちゃんと誘導していないと、3台の店舗側のほうに来てみても埋まっているとUターンができないですね。

そうすると、隔地駐車場へどういう形で回るのかという混乱が出る可能性があると思うんですね。そういう意味では、23台のほうメインだとするならば、あるいは3台のほうを予備だとするならば、最初から隔地駐車場へ誘導し、基本的には店舗側の3台のほうは使えないですよという誘導方法を明確にしておかないと、結構混乱するんじゃないかなというふうに思いながら見てました。

もし可能でしたら、何とか隔地のほうに26台を確保するのは無理なのかなと。3台は基本的には使えないというポリシーでやらないと、さっきも言うたように、「3台はオッケーですよ」という使い方すると、「来てみて詰まっていますUターンができません」では二度手間の誘導策を考えないといけません。ですから、先ほど高室委員がおっしゃられましたように。駐車場に入れなければどのように誘導するかをはっきりさせておく必要があるのかなというふうには思います。隔地駐車場側にはもう全然余地がないのですか？普通の人

は店に近い側にとめたがるので、多分店舗側へ来ると思うんですよ。来てみて3台が埋まってましたといっても、今度Uターンして向こうへ行けませんね。

高室委員 届出書25ページの地図でいうと、多分ぐるっと回って戻ってくる感じになりますね。

馬場委員 隔地駐車場がいっぱいの場合に、入口が埋まればそのまま出口へ出て行って、もう一回店舗側に行くことになるのでしょうか。

加藤会長 隔地駐車場が混んでいるときも、今度同じような問題ですね。ただ、確率では隔地のほうが23台が多いので、最初から隔地に誘導しておくような方針をとっておくと混乱は少ないでしょうけど。

馬場委員 隔地がいっぱいになった状態で店舗側駐車場があいた場合、どういう誘導をするのかなというのは少し気になりますけど。

加藤会長 そうですね。ほったらかしとくと、普通は店舗側の3台のほうにどうして行きたがるでしょうから。

馬場委員 ここ1車線でしょうか？隔地駐車場のほうも。

加藤会長 1車線ですね。

馬場委員 だから、そこにたまると困りますよね。もちろん店舗側もそうですけれども。

加藤会長 誘導するのも難しいですね。隔地駐車場が離れてるんでね。

馬場委員 ええ。だから、1回出口から追い出して、もう一回店舗側に誘導するのかなと思います。

事務局 先ほど塚本委員からお伝えいただいた、隔地駐車場、いわゆる駐車場1と、店舗の西側駐車場、いわゆる駐車場2に関する誘導の方法ですが、基本的には隔地駐車場の方に左折の看板や、誘導の看板を設置いただくということで、特段駐車場2に対しての看板設置は届出の中にはございません。

ただ、店舗の風除室が店舗の北東側と東側に切られていますので、基本的には建物の西側駐車場が店舗の入り口から近いというわけではございません。ですが、リピーターの方が利用されるという可能性は十分ありますので、店舗の運営上3台で足りない場合は、きちんと隔地のほうに誘導いただくという方法が必要ですが、ただ届出上では、特段その誘導方法というのは示されてはいないところではございます。

加藤会長 いかがでしょうか。そういう懸念といいますか、議論がされたということと、先ほどの付帯意見の案でいきますと、「交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに…」という文章がありますが、この上にもう1つ何かつけるかどうかですね。例えば、駐車場への適正な誘導などを入れるかです。どうしましょう。

塚本委員 付帯意見でわざわざ書くか、あるいはそういう議論がなされてという議事録を相手に示すかどちらかなんでしょうけど。

加藤会長 設置台数がちょっとぎりぎりなんでね。しかも百数十台のところぎりぎりだと、これ余地はあると思うんだけど、二十数台のぎりぎりなんで、結構これオーバーする可能性というのは、容量が小さければ小さいほど可能性としては高いですよ。

難波委員 あと障害者用駐車マスを隔地駐車場のほうに持っていったらいいですね。歩行者も横断歩道まで歩いてくれるかなって、私はずっと見てたんですが。

花田委員 私もそれがすごく気になりました。

事務局 ただいま難波委員から、横断歩道を使わずに隔地駐車場のほうから横断される来客の方がいらっしゃるのではないかといったご指摘をいただきましたが、現場の写真を前面のスクリーンのほうに映らせていただいております。

左側に見えるのが隔地駐車場の予定地になっています。隔地駐車場と店舗の間に歩道がありまして、その歩道のところに現状で横断防止柵がございますので、基本的には交差点のほうまで歩いていただいて、それで横断歩道を渡っていただいて最寄りの風除室のほうから来店をいただく計画になっております。

難波委員 むしろこっちの手前の交差点から渡りませんか。

事務局 手前の交差点で渡られる方も中にはいらっしゃると思います。ただ、危険でするので誘導としてはなるべく横断歩道をお使いいただきたいと思っております。

加藤会長 それから、障害者用駐車場が隔地側にあるけど店舗に隣接したほうが入りやすいのではないかと思います。しかも渡ろうと思うと、乗り越えることはできないと思いますので、普通は横断歩道の側に行くと思いますが。

高橋委員 店舗の入口が北東側、交差側にあるんじゃないんですかね。

加藤会長 こっちが入り口ですね。ただ、裏側からは入れないんですよ。

事務局 西側からは店舗に入れません。店舗の裏側になりますので。

加藤会長 ということは、この3台の店舗に隣接している駐車場からはぐるっと回らないとだめなんですね。

事務局 そうなります。店側の歩道を歩いていただいて、回っていただくことになります。

加藤会長 店舗西側よりも隔地駐車場のほうが近いんですね。

花田委員 そうなんです。だから、必ずしもこの歩道をみんなが通るとは限りません。

それから、例えば隔地のほうがもう満車だから、24台目以降の方にこちらへ回ってくださいというようなインフォメーションというのはどこかに出るんですか。

塚本委員 交通整理員が先ほど立つというふうにおっしゃってましたが、駐車場が満車のとき、常時だれか立っているということなんですか。

事務局 届出書では、交通整理員の配置については繁忙期等に適宜配置するということでお届けをいただいております。配置場所については、隔地駐車場の出入口のほうに配置いただくということになっております。

加藤会長 奥のところにも駐車場があるよというふうに誘導するということですね、あるいはそこもいっぱいだとわかっていれば、もういっぱいなんで、またのご来店を、ということですね。

そうすると、利用者側も合理的に行動するとすれば、この隔地駐車場から埋まっていくということですね。で、埋まって行ってそこがオーバーするようであれば、先ほど言った整理員を置いて適宜対応していただけるということのようなんです。よろしいでしょうか。

塚本委員 一方通行だけが気になるので、上手にコントロールしてくださいとしか言いようがないでしょうね。分散している分だけ……。

加藤会長 問題は何かということがだんだんわかってきましたが、あとは付帯意見の中でそれを入れ込むかどうかということだと思えますけど。もう交通安全や円滑な交通処理に努めるということで、中身に入っているんじゃないかということであればこのままで。で、議論の内容については設置者側には伝えていただけるんですかね、口頭で。

事務局 はい。お伝えします。

塚本委員 それでしたら、それで結構です。

加藤会長 この件に関してはですね。わかりました。

ほかに何かご意見、ご質問。よろしいでしょうか。

それでは、この案件につきましては、特に意見書の提出はなかったということで、委員の皆様からいろいろ意見をちょうだいしましたが、基本的には事務局の提案のとおり、届出は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっておるということで、当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして扱ってまいりたいというふうに考えます。

付帯意見としまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検

証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること、当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること、それからご意見いただきました点ですが、交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること、騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい、こういう付帯意見を申し添えたいというふうに思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

どうもありがとうございました。先ほどいただいたご意見につきましては、口頭で設置者側にお伝えいただくということで、「当審議会における意見を有しない」ものというものとして、先ほどの付帯意見を申し添えるということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、議事（１）－③「(仮称) ライフ太融寺店」の新設に関する届出内容等について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、「(仮称) ライフ太融寺店」の新設について、ご説明いたします。

本件は、北区野崎町 7 7 番の地下鉄堺筋線扇町駅から南西へ 4 0 0 m のところに、スーパーマーケットを設置するとして届出があったものです。

店舗面積合計は 2, 0 8 7 平方メートルで、設置者及び小売業を行う者は株式会社ライフコーポレーションです。

用途地域は商業地域、平成 2 3 年 2 月 2 5 日に届出があり、大規模小売店舗の新設予定日は平成 2 3 年 1 0 月 2 6 日となっております。

前方のスクリーンをご覧ください。敷地周辺の写真としまして、敷地南西側からの写真です。

次に【施設の配置に関する事項】について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。駐車場は建物地下 1 階に 3 8 台、自動二輪車駐車場は建物 1 階南側に 2 台が設置され、合計 4 0 台設置されております。駐輪場は建物 1 階北側及び西側に 7 0 台、原付自転車は南側に 8 台設置され、合計 7 8 台設置されております。荷さばき施設は建物 1 階東側に 9 1 平方メートル、廃棄物保管施設は建物 1 階東側に設けられ、保管容量は合計 1 0 . 0 立方メートルでございます。

各施設の一覧はご覧のとおりとなっております。

次に【施設の運営方法に関する事項】についてですが、小売店舗の営業時間は、午前7時から翌午前2時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は午前6時30分から翌午前2時30分となっております。駐車場の自動車出入口は敷地南側に出入口1箇所が設けられております。自動車出入口周辺の状況は次のとおりです。敷地西側からの駐車場出入口付近の写真です。出入口から左折イン、左折アウトとなっております。そして、荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。

次に届出書の【添付書類の概要】について申し上げます。

株式会社ライフコーポレーションにおける主として販売する物品は、食料品、生活雑貨品等でございます。建物は地上2階建てとなっております、店舗面積について、1階に980平方メートル、2階に1,107平方メートルとなっております。

駐車場における必要駐車台数についてですが、まず当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めると38台となります。これら必要駐車台数に対し設置台数38台となっております。

また、来客の自動車の来退店経路はこちらのとおりです。

続いて、騒音関係でございますが、施設に設置される冷凍室外機の稼働時間は24時間、空調室外機及び換気扇の稼働時間は午前7時から翌午前2時までとなっております。

発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲4方向4地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はご覧のとおりとなっております。

各予測地点における昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果、及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は各々環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が一般廃棄物1.6立方メートル、再生利用対象物0.7立方メートル、合わせて2.3立方メートルに対して、保管容量合計10.0立方メートルと十分な保管容量を確保しています。

最後に、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況についてご説明いたします。住民等説明会は、平成23年3月30日に開催され、平成23年3月11日から平成23年7月11日までの4ヵ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はなかったところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や、騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、市意見案につきまして「意見なし」との取りまとめをおこなっておりますが、付帯意見案として、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。

とのとりまとめを行っているところでございます。説明については以上でございます。ご審議、よろしくお願いたします。

加藤会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。事前にご質問等はなかったのでしょうか。

事務局 はい、ございませんでした。

加藤会長 いかがでしょうか。何かご意見、ご質問ございませんか。それでは、特にご意見、ご質問がないということで。

それでは、この案件につきましては意見書の提出はなかったということで、委員の皆様からは、特にご意見等はいただきませんでしたので、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっておるということで、当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして扱ってまいりたいと思っておりますが、付帯意見としまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。交通安全や円滑

な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺的生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。ということで、以上の付帯意見を申し添えたいというふうに思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

それでは、「当審議会における意見を有しない」ものとして、先ほどの付帯意見を申し添えることにしたいというふうに思います。

それでは次に、報告事項として「軽微な延刻等」に係る手続状況等について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 経済局産業振興課の千葉でございます。

それでは、「軽微な延刻等」に係る手続状況等について2件ご報告をいたします。

まず1件目の「サウスゲートビルディング」ですが、駐車場の位置及び出入口の変更、加えて駐輪場の位置変更について、平成23年1月14日に届出があったものです。

位置関係ですが、サウスゲートビルディングはJR大阪駅の南側にございまして、変更前の駐車場が、アクティ大阪地下駐車場及び大阪駅前第1～第4ビル地下駐車場のところを、変更後はアクティ大阪地下駐車場及びノースゲートビルディング別棟駐車場へ、台数については同じく275台のほうに位置変更するものです。また、駐車場の出入口の位置についても同様に変更されるものです。こちらが一覧です。

この変更につきましては、設置者が管理していますノースゲートビルディングの別棟駐車場の供用開始に伴いまして、位置の変更を行うという届出となっております。台数等については、特に変更はございません。位置の変更のみとなっております。

続きまして、駐輪場の位置変更について、変更前はノースゲートビルディング別棟駐車場内に300台ということで届出をいただいたところを、アクティ西駐車場内に300台、うち原付自転車30台に位置の変更を行うものです。こちらについては、サウスゲートビルディングの開業時期がノースゲートビルディングよりも早いということで、供用開始までの駐輪場確保のために駐輪場の位置変更を行うという届出となっております。

この届出については、縦覧期間が平成23年1月28日から平成23年5月30日、住民意見なし、本市意見なし、軽微区分につきましては、営業時間以外の変更で実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとなっております。

続きまして、2件目の「ノースゲートビルディング」ですけれども、駐輪場の位置変更

及び駐車場出入口の位置変更につきまして、平成23年2月28日に届出があったものです。

駐輪場につきましては、変更前、建物南西側駐輪場に300台のところを、変更後は別棟駐車場内へ合わせて600台ということで、うち原付自転車60台ということになっております。台数のほうは変更がございません。これはノースゲートビルディングの開業時期のほうが南西側の駐輪場の供用開始よりも早くなるため、供用開始前までの駐輪場を確保するため駐輪場の位置変更を行うものです。

次に、駐車場出入口の位置変更につきましては、北側の出入口を西側のほうに位置を変更するものです。こちらについては、主要道の九条梅田線の混雑緩和を目的といたしまして駐車場の出入口の位置を変更するというものです。

これらの変更につきまして、縦覧期間につきましては、平成23年1月28日から平成23年5月30日までで、住民意見なし、本市意見なし、こちら軽微区分につきましては、営業時間以外の変更で実質的に生活環境に与える影響がほとんどないと認められものとしております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

加藤会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、市長から依頼のありました、新設3件についての調査審議は終了し、市長に対する意見具申の文書をまとめることとなりますが、文書の内容等につきましては、ご一任いただくということでよろしく願いいたします。

それでは、ご一任いただき、手続を進めてまいりたいと思います。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、審議会は閉会といたします。ご協力どうもありがとうございました。

司会 加藤会長におかれましては、どうもありがとうございました。

委員の皆様方につきましても、本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきたいと思います。どうありがとうございました。

閉 会 午後3時40分